

## 固定資産(土地・家屋)課税台帳 縦覧のお知らせ

地方税法第416条第1項の規定により、下記のとおり固定資産課税台帳を縦覧に供します。

- ・ 縦覧期間 … 平成29年 4月 3日(月) から  
平成29年 6月30日(金) まで  
※午前8時45分から午後5時30分まで  
※土・日・祝祭日は除きます。
- ・ 縦覧場所 … 羅臼町役場税務財政課
- ・ 縦覧できる方 … 羅臼町の固定資産税(土地または家屋)の納税者本人または納税者本人の委任を受けた代理人。
- ・ 持参する物 … 1) 印 鑑  
2) 免許証等本人と確認できるもの。
- ・ 問い合わせ先 … 税務財政課 TEL 87-2113